

「藤原登美子(ふじわら とみこ)賞」交付規定

第一章 総 則

(目 的)

第1条 本規定は関西医科大学同窓会7回生(大阪女子高等医学専門学校昭和14年卒業)藤原登美子殿が学術研究振興のため海外留学または海外出張に役立てたいと寄贈された一億円を基金として交付するために定めた規定である

(財 源)

第2条 本賞の財源としては基金と基金の果実をもってあてる

(交付対象・交付金)

第3条 海外留学または海外出張により その成果が期待される者とする

2. 海外留学助成は 申請年の4月1日時点において医学研究または調査を目的として1年以上の期間海外留学中もしくは留学予定者に対して年間2件以内1件50万円を交付する
3. 海外出張助成は 申請前年度または申請年度の国際学会もしくはそれに準ずる集会または研究調査において主演者座長または主調査研究者をつとめる者に対して年間4件以内1件25万円を交付する

第二章 交 付 手 続

(交付申込)

第4条 本賞の交付を希望する者は 一般財団法人加多乃会所定の申込書に必要事項を記入し毎年3月31日迄に一般財団法人加多乃会事務室に提出する

第三章 審 査

(審査員の構成)

第5条 審査員は一般財団法人加多乃会代表理事 加多乃会理事会で定めた藤原登美子賞審査員1名 学術担当理事7名 同窓会会長及び関西医科大学学長をもって構成する(審査員11名)

(審査会の開催)

第6条 毎年4月に審査会を開催し応募者について審査を行う

(審査会の成立)

第7条 審査会は審査員の3分の2以上の出席をもって成立する

(審査会の議長)

第8条 議長は審査会に出席した審査員の過半数の決定により定める

(審査会の議決)

第9条 議決は出席審査員の投票により決定する ただしやむをえない事情により欠席する委員はその欠席理由を明らかにし 郵送による投票をすることができる

第四章 交付後の管理

(交付金の使途ならびに研究成果の報告)

第10条 第3条2の交付を受けた者はその概要を原則として海外留学終了後の一般財団法人加多乃会が指定する会席上にて報告する 所定の実績報告書は留学終了後 2ヵ月以内に一般財団法人加多乃会事務室に提出しなければならない

2. 第3条3の交付を受けた者は所定の実績報告書を受賞後2ヵ月または帰国後2ヵ月以内に一般財団法人加多乃会事務室に提出しなければならない

(交付金の返還)

第11条 第3条2の留学期間に至らずに中止した場合及び義務を怠った時は交付金を返還しなければならない

第五章 その他

(本規定の変更)

第12条 本規定の変更は理事会で理事総数の3分の2以上の承認を得なければならない

付 則 本規定は平成16年10月 2日から施行する

一部改正 平成19年 4月 7日

一部改正 平成19年 7月 7日

一部改正 平成19年11月10日

一部改正 平成20年12月 6日

一部改正 平成22年 4月 3日

一部改正 平成25年12月 7日

一部改正 平成26年12月 6日